特別栽培について

特別栽培とは、その農産物の慣行基準に対し、化学農薬使用量（有効成分回数）5割減に加え、化学肥料に含まれる窒素成分量を5割削減した栽培方法です。

詳しくは、スペースの都合上「コンセプト」に明記しておりますので、ご覧下さい。

農林水産省新ガイドラインによる表示

農薬：　慣行栽培に対し5割減
化学肥料（窒素成分）：慣行栽培に対し10割減

栽培責任者：　田中　隆一
住所：高知県安芸郡東洋町大字河内203
連絡先：　0887-29-2500

確認責任者：田中　一彦
住所：高知県安芸郡東洋町大字河内208－3
連絡先：　0887-29-3230

特別栽培農家の成分別使用回数　慣行栽培は13回まで　＊特別栽培は6回まで

農薬成分名	使用回数
クレソキシムメチル	1
DMTP	1
クロルフェナピル	1
スピロジクロフェン	1
イミノクタジン酢酸塩	1
チオファネートメチル	1
合計	6

使用資材の詳細は、使用資材一覧に。

生産者の使用資材につきましては、栽培状況に記載しております。